

ためらわず 知らせてつなぐ命の輪

11月は児童虐待防止月間です

子どもの権利侵害である児童虐待の相談件数は、年々増加しています。子育ては常に楽しいことばかりではなく、つらく大変なこともあります。子育てのストレスが、ときに子どもへの虐待の引き金となっていることも指摘されています。子育てに悩んだときは、一人で抱え込まず、周囲の人に相談してください。みんながあなたの子育てを見守り、応援しています。児童虐待問題は、市民、地域、関係団体、行政など、社会全体で解決しなければなりません。児童虐待予防、早期発見・対応のために、地域で暮らす一人一人が児童虐待について関心を持つことが必要です。

■問い合わせ先 子ども家庭課家庭児童相談室 ☎(36) 13002

児童虐待とは

本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。子どもへの虐待は、大きく4分類され、これらは重複していることがあります。どの虐待にも共通していることは、子どもの心に将来にわたって大きな傷を残すということです。

- ① 身体的虐待⇒首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に締め出すなど⇒後遺症を残したり、死に至ることもある。
- ② 心理的虐待⇒言葉での脅し、子どもの心を傷つけるような言動、無視や拒否的な態度をとる、兄弟・姉妹間での差別的な扱い、子どもの面前で家族に暴力をふるうなど⇒子どもの心に不安やおびえなどをひきおこす。
- ③ ネグレクト⇒適切な衣食住の世話をしていない、医療を受けさせない、家や車の中に放置する、保護者以外の同居人の虐待を保護者が放置するなど⇒発育・発達が遅れたり、栄養失調や脱水症状などから死に至ることもある。
- ④ 性的虐待⇒性的ないたずら、性的行為の強要、性器や性交を見せるなど⇒異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの

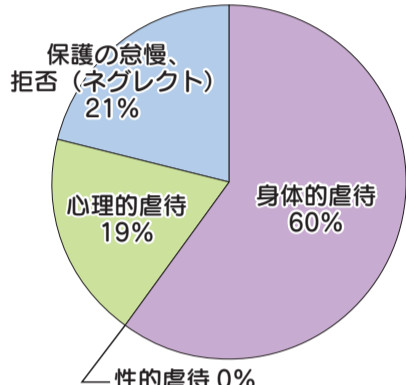
心身に大きな傷を残す。



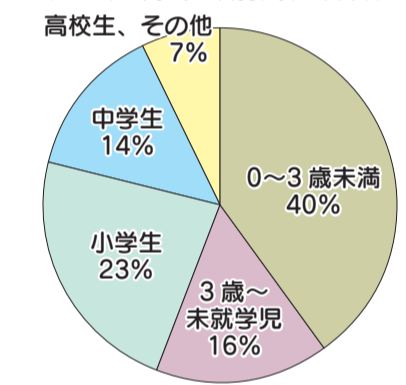
これって「しつけ」?それとも「虐待」!?

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけることです。これは暴力などから従わせてするものではありません。

児童虐待相談種別対応件数



児童虐待年齢別対応件数



*平成25年度の本市の児童虐待相談件数(実件数141件 延件数1,151件)

市では、専門の相談員が子どもや保護者からの相談を受け、必要に応じて適切な支援を実施するため、市役

「おかしいと感じたら迷わず通告(連絡)を」

- 子どもについて
 - いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴っている声が聞こえる
 - 不自然な外傷、あざ、やけどなど
 - 衣服や体が極端に不潔
 - 食事に異常な執着を示す
- 保護者(親)について
 - 小さい子どもを家に置いてままよく外出している

- 連絡先
 - ① 宗像児童相談所 ☎(37) 3255 (FAX) (37) 3299
 - ② 児童相談所全国共通電話 ☎0570(064)000

市では、児童虐待の発生予防、早期発見・対応と、関係者のネットワークづくりを目的に「宗像市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。福祉、教育、保健、医療、警察などの各関係機関が緊密な連携と相互協力を実施し、虐待防止活動に取り組みんでいます。

子どもがけがをしたり病気になるたりしても医師に診せようとしてもいい

児童虐待と断定できなくても疑わしい状況を発見した人は、児童相談所や市役所に通告(連絡)しなければなりません。通告は国民の義務として法律(児童虐待の防止に関する法律第6条)に明記されています。虐待かどうか判断がつかない場合でも相談してください。通告は匿名でもできますし、通告者が特定されないように秘密は固く守られます。

市要保護児童対策地域協議会

市役所では、児童虐待の発生予防、早期発見・対応と、関係者のネットワークづくりを目的に「宗像市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。福祉、教育、保健、医療、警察などの各関係機関が緊密な連携と相互協力を実施し、虐待防止活動に取り組みんでいます。

相談した後は

児童相談所や家庭児童相談室などの専門機関が各関係機関と連携して、子どもの状況を判断し、支援体制を作り援助します。子どもの命や安全を守るために、場合によっては児童相談所などで一時保護する場合もあります。

市内に家庭児童相談室を設置しています。現在3人いる家庭児童相談員は、保育士や教員、社会福祉士としての実務経験を持ち、ソーシャルワーカーやカウンセラーなどの研修を受けて相談援助についての専門性を持っています。

子どものしつけや子育て、家族関係、いじめ、不登校などで悩みを抱えている人や保護者は、気軽に相談してください。

問い合わせ先 市家庭児童相談室 ☎(36) 13002 (FAX) (37) 3046



オレンジリボンには、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています

子どもの権利と児童虐待防止に関する講演会

★11月20日(木)は子どもの権利の日

市では、子どもの権利を守るため、平成24年度に「子ども基本条例」を施行し、「子どもにやさしいまちづくり」を推進

子ども支援ネットワークWith Windと要保護児童対策地域協議会との共催で講演会を開催します。

- 日時 11月29日(土) 午前10時~正午
- 会場 メイトム宗像・多目的ホール
- 演題 「子どもにやさしいまちづくりのために、今、大人がしない

と「いけないこと」

- 講師 浦川末子さん(長崎女子短期大学学長)
- 参加料 無料
- 託児 無料(5カ月~就学前)
- *託児は先着15人。11月14日(金)までに事前申込必要
- 申込・問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36) 1214

国・県などから

「水郷ひたの森」参加者募集

主催 大分県日田市、福岡都市圏広域行政事業組合

日時 11月30日(日) 受付 午前7時30分~同7時50分(福岡市役所/福岡市中央区天神 1・8・1)

出発 同8時

場所 日田市(萩尾市有林)

内容 植樹活動

定員 抽選で70人

*小学生以下は保護者同伴

参加料 無料

持参品 山の中で作業

できる服装、雨具、長靴(雨天時)、着替え、水筒など

*昼食は同組合が準備

*詳細は福岡都市圏 <http://www.fukuoka-tosiken.jp/> で確認を

申込締切日 11月10日(月)

- 申込必要事項 ①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号
- *グループの場合は全員分を明記
- 申込先 福岡都市圏広域行政事業組合
- ▽ハガキ 〒810-8620/福岡市中央区天神 1・8・1
- ▽FAX 092(733)005
- ▽E-mail fvgv9840@mb.tfwed.ne.jp
- 問い合わせ先 同組合(村田) ☎092(733)5004